

沢内南部地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
西和賀町	平成25年3月25日	令和3年3月31日
対象地区名(地区内の集落名)		
新町地区、大野地区、東大野地区(分訳集落、内の沢集落)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	274.88	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	217.47	ha
③ ②のうち地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	56.16	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.63	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.06	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.00	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>(新町地区)</p> <p>・個々の農業従事者は高齢化し、地域の若い担い手不足が進んでいるため、現在耕作している圃場は、大規模農家への委託や水稲作付の中止などで耕作放棄地が増えてくと予想される。地域の若い担い手育成と地域の農地維持、拡大が課題である。また、法人は転作作物の作付の役割が大きく、大規模化・集約化も大きな課題である。</p> <p>(大野地区)</p> <p>・経営者(生産者)の高齢化及び農業後継者が不足しており、受託側の受け入れ農地の限界となっているとともに、今後の継続年数が不安となっている。作目毎のローテーションができず、収穫量が減少している(連作による雑草・病害虫の発生)。集落営農組合における共同作業参加者が減少しており、経理も複雑となっている。</p> <p>(東大野地区)</p> <p>・高齢化が進み後継者がいないことから、外部の担い手、法人に水田を預ける農家が増えてきている。しかし、受け手もこれ以上面積を増やすのが限界になってきている。</p>
--

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>需要に合わせた水稲作付とそば、大豆の土地利用作物を推進し、法人や認定農業者が中心となって計画する。(新町地区)</p> <p>大規模農家への委託と地域の認定農業者の担い手育成を行い、大規模化・集約化の拡大に農家組合と一丸となって取り組む。(新町地区)</p> <p>共同活動の実施による地域の保全対策に取り組むと共に、地域担い手・法人・大規模農家と連携し農地の集積化を行い、米生産と転作作物による水田フル活用に取り組み、令和5年までに低利用管理水田を減少させる。(新町地区)</p> <p>集落営農組合、(株)雪国銀河農産、奥羽石川農園他、担い手に対する更なる集積を進める。(大野地区)</p> <p>貸し手、借り手が一体となり、集落内農地を維持する協力体制を確立する。(大野地区)</p> <p>地権者、担い手、集落の3者による話し合いを実施する。(大野地区)</p> <p>地元農家で数軒ある、地域内の後継者がいない農家の水田の作業受託を検討する。(東大野地区)</p> <p>集落営農組合の設立に向けた取り組みを進める。(東大野地区)</p>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	(新町地区、東大野地区) ・地元の認定農業者を中心とした若手担い手の育成と法人、地域を越えた大規模農家による大規模化・集約化を農家組合一丸となって取り組むとともに、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく事も視野に入れる。 ・農業従事者が個々の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(2) 新規・特産化作物の導入	引き続き、需要に合わせた水稻作付とそば、大豆の土地利用作物を推進し法人や認定農業者が中心として計画する。地域振興作物である「りんどう」や「わらび」等の増反加工を積極的に行う。
(3) 耕作放棄地の解消・再生利用	(新町地区) ・多面的機能支払交付金、中山間地等直接払い交付金の活用による組織を活用しながら、農業基盤整備や農地維持のため共同活動を行い、米生産と転作作物による水田フル活用に取り組む。 (東大野地区) ・多面的機能支払交付金制度を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、除草・伐採・整地作業等、荒廃農地の再生に取り組む。
(4) 鳥獣被害防止対策の取組	(新町地区) ・鳥獣害対策の集落点検マップ(目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
(5) 新たな担い手の育成	(東大野地区) 東大野集落営農組合(仮称)設立に向け、準備を進める。肥料・農薬の共同購入と農機の共同利用からはじめ、組織体制を整備しながら5年を目途に組織化する。
(6) 売れる米作りの取組み	(大野地区) ・個人経営体は可能な限り栽培を行う。 ・JAの米の複数年契約販売による、安定・有利販売に努める。 ・集落営農では引き続き農薬無害化処理作業を行い、玄米残留基準272項目をクリアした消費者が安全・安心感を持つ栽培を継続実施する。
(7) 転作作物の収量・品質向上への取組み	(大野地区) ・オペレーターの作業軽減と集落との協体制づくり ・転作の連作による収量減少圃場への水稻作付ローテーションの実施 ・集落全戸の協力による畦畔を含めた圃場の草刈り作業 ・地域にあった作目の導入
(8) 低利用水田(不作付地)等解消に向けての取組み	(大野地区) ・農業労働力が高齢化し地元後継者も目星が立たないことから、U・Iターンの受け入れによる新たな後継者を育成し圃場を保全する。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1)経営体数 (実数)

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	21 人	5 法人
② 認定新規就農者	0 人	0 法人
③ 集落営農組織	1 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 人	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 人	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	0 人	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	7 人	0 法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2)農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	199.48 ha	274.88 ha	72.56 %
今後	209.48 ha	274.88 ha	76.20 %